

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定障害者支援施設の指定の取消し又は全部若しくは一部の効力停止
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第50条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する  ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第26条の2  ○さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第59号)
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		